



バスキングエリア 出展マニュアル

2026年8月22日～9月23日

買物公園エリアプラットフォーム



目次

- 1 バスキングエリアとは
- 2 買物公園の基本的なルール
- 3 利活用例
- 4 利用料金について
- 5 設備・レンタル備品について
- 6 出展申請手続きのながれ
- 7 出展当日のながれ
- 8 出展資格
- 9 出展にあたっての注意事項
- 10 出展の変更（取消し）・キャンセルについて
- 11 関連組織の問い合わせ先一覧

1 バスキングエリアとは

バスキングエリアとは、買物公園内に設けられる滞在空間にて、ワンストップ申請で出展できるエリアのことです。買物公園を利活用する場合、本来は、市役所、警察、地元商店街などへの手続きが必要ですが、まちにち計画期間中は買物公園エリアプラットフォームへの申請のみで利活用が可能となります。

バスキングエリアは、買物公園がより多くの人や活動に利用されることによって、訪れるみなさんにとって「憩い・日常・交流・活動・表現・思い出の場」となることを目指しています。

旭川市の顔である買物公園で、飲食や物販をはじめ、ダンスや音楽の披露、アート作品の展示など、今まで買物公園でやりたかったことをこの機会にチャレンジしてみませんか？

1 バスキングエリアとは

▼バスキングエリアによって、ワンストップでの申請が可能となるもの

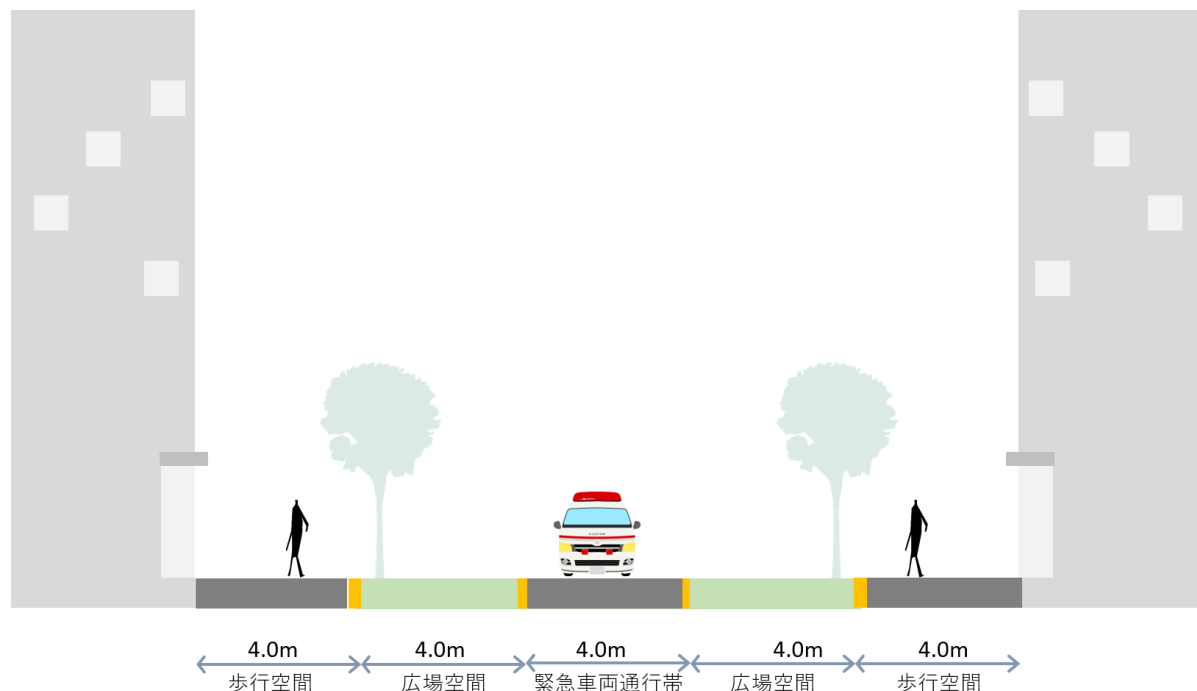
区分	許可の内容	申請先
バスキングエリアでの ワンストップ申請	道路占有許可	市土木管理課
	道路使用許可	警察署
	平和通買物公園使用申請	平和通買物公園企画委員会
	電源の使用許可	観光コンベンション協会
ワンストップ申請 での対応外	飲食物提供による臨時出展許可	保健所
	火気利用の許可	消防署
	建築確認または仮設建築物の許可	旭川市建築部建築指導課

2 買物公園の基本的なルール

買物公園は歩行者専用道路であり、沿道には多くの店舗が軒を連ねています。

両側4mは歩行者通行空間、中央4 mは緊急車両通行帯として確保する必要があります。この部分では、基本的に、物を置いたり、通行の妨げになる行為はしないでください。

滞在空間は、様々な活動や憩い、交流のためのみんなのスペースです。みんなが心地よい空間となるようにゆずり合いの気持ちで利用しましょう。もし、占用利用したい場合は「5. 出展申請手続きの流れ」に沿って手続きを行ってください。



自転車を含む車両の進入は禁止されています（許可を受けた車両は除く）。自転車は降りて手押しして歩きましょう。



2 買物公園の基本的ルールについて

買物公園はさまざまな方が利用する公共空間であるため、以下の行為は禁止しております。
ただし、⑥～⑨については、管理者が許可した場合には可能です。



- ①施設、備品等を毀損し、又は汚損すること
- ②火災、爆発その他の危険を生じのおそれのある行為
- ③騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑となる行為
- ④ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為を
すること
- ⑤樹木を伐採し、又は植物を採取すること
- ⑥火気を使用すること
- ⑦車両を乗り入れること
- ⑧球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する
行為をすること
- ⑨施設、物品等を設置し、又は放置することその他歩行者の通行の
妨げとなること
- ⑩①～⑨に掲げるもののほか、市長が広場の管理上特に必要がある
と認めて禁止する行為

3 利活用例

買物公園は様々な用途にご利用いただけます。

以下に利活用例を挙げますが、「こんなことがしたい（やってみたい）けど」などご相談・ご不明点などがあれば管理者にお気軽にお問合せください。



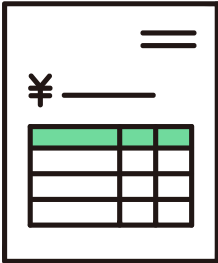
例えば・・・

- ・各種イベント
- ・飲食や物販などの出店
- ・企業などの販促PR
- ・大道芸や音楽などのパフォーマンス披露
- ・サークル活動などの発表、お披露目会
- ・会社、団体などの公開ミーティング など

4 利用料金について

【広場空間の使用料】

区分	利用料		
	単位		金額
ゾーンⅠ（1条） ゾーンⅡ（3条）	平日	1区画・1日につき	1,500円（営利利用の場合は2,500円）
	休日等		2,000円（営利利用の場合は3,000円）
ゾーンⅢ（5条） ゾーンⅣ（7条）	平日	1区画・1日につき	1,000円（営利利用の場合は1,500円）
	休日等		1,500円（営利利用の場合は2,500円）
業としての写真撮影		写真機1台・1日につき	100円
業としての映像撮影		1日につき	15,000円
募金、署名活動等		1日につき	800円



- 備考
- 1. 利用される団体や利用目的による利用料金の減額が適用になる場合があり、その詳細は次頁に記載する。
 - 2. 区画割りや1区画の詳細はP.10に記載する。
 - 3. 1日未満の出店（午前中のみ、特定の時間のみ）は、1日とみなす。

4 利用料金について

【使用可能日数、使用可能時間】

使用可能日数	・ 同一街区（ゾーン）での連続出展は最大7日まで（設営・撤去は除く） ・ 同一街区（ゾーン）に再度出展する際は連続利用した日数が経過していること
使用可能時間	・ 原則として9:00～21:00（準備は8:30から、後片付けは21:30まで）

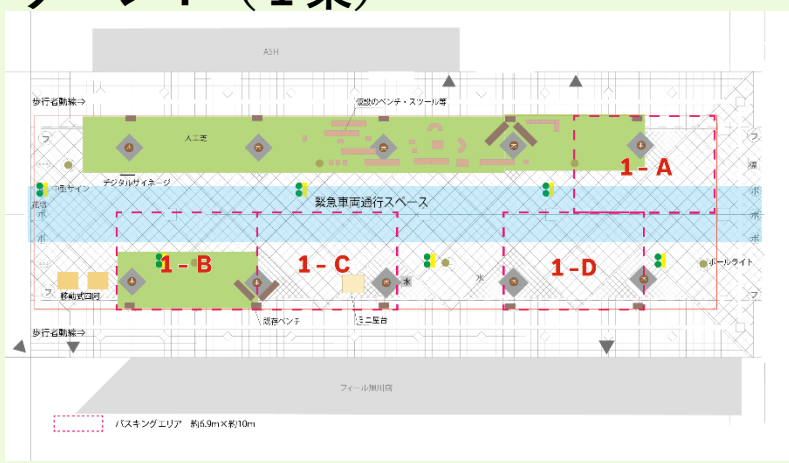
【広場空間の使用料の減免】

半額減額	・ 国又は旭川市以外の地方公共団体が主催、共催する事業のために使用するとき ・ 国、地方公共団体（旭川市含む）が後援する事業で使用するとき（ただし、営利目的の使用は減免対象外） ・ 市民委員会及び町内会等が地域の行事等で使用するとき ・ 沿道商店街、沿道事業者及び地域マネジメント組織が主催、共催し、地域の活性化または賑わい創出を目的とした事業で使用するとき
全額免除	・ 旭川市が主催又は共催をする行事のため使用するとき ・ 福祉施設等（保育所）が行事で使用するとき ・ 市内の小学校、中学校、幼稚園等が教育の目的で使用するとき ・ 市内の高等学校又は大学に在学する者の団体が教育の目的で使用するとき ・ 市と連携協定を締結している者が、当該協定の目的に資する事業を行うとき ・ 募金を行う場合で、その募金の全額を寄付するとき ・ 映像撮影を行う場合で、使用の内容が市に有益で、市の紹介やPRとなっているもの及び旭川地域フィルムコミッションを通して申込みがあったとき ・ 買物公園エリアプラットフォームが主催、共催し、地域の活性化または賑わい創出を目的とした事業で使用するとき ・ その他、市が特に必要と認めたとき

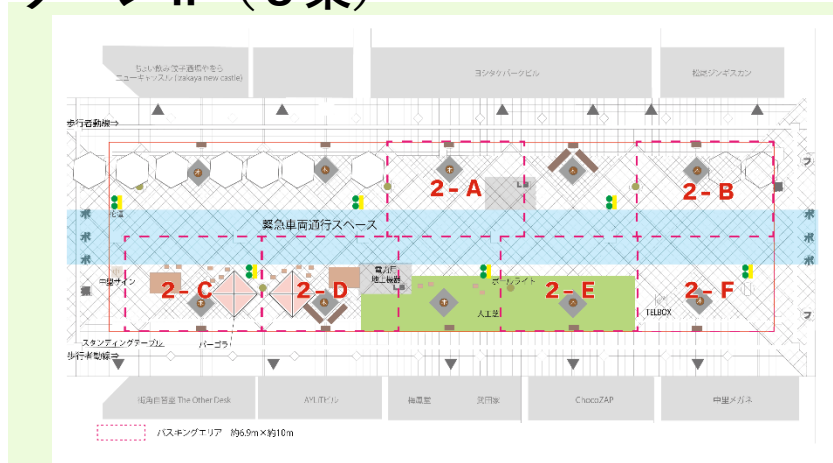
4 利用料金について

【広場空間の出店区画について】

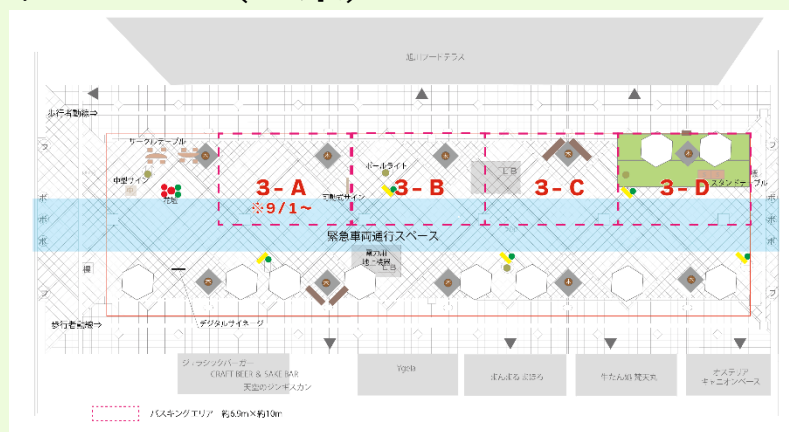
ゾーンⅠ（1条）



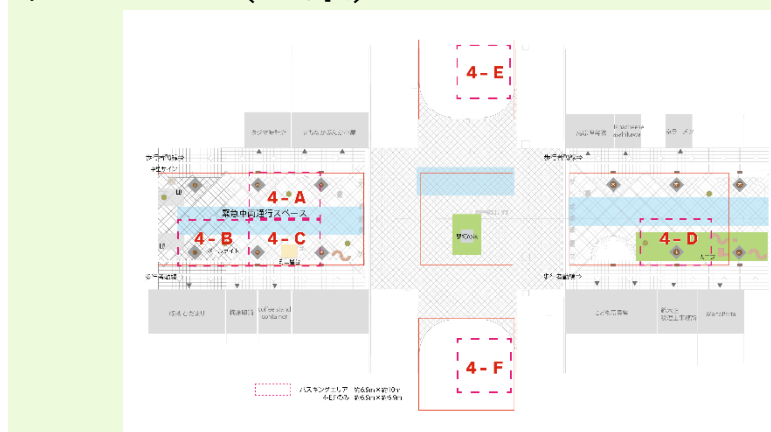
ゾーンⅡ（3条）



ゾーンⅢ（5条）



ゾーンⅣ（7条）



※バスキングエリア出展区画は約6.9m×約10mです。ただし、4-Eと4-Fは、約6.9m×約6.9mです。

※緊急車両通行帯部は、緊急車両通行時に速やかに移動できる範囲の機材、什器等の設置は可能です。

5 設備・レンタル備品について

【設備・レンタル備品の利用料】

区分	利用料		
	品名	区分	金額（税込み）
インフラ使用料	電源	コンセントポール1口・4時間につき 時間区分： 9:00～13:00 13:00～17:00 17:00～21:00	200円
備品レンタル料	タープテント（約3m×3m） & ウェイトセット	1日・1基につき（最大2セットまで）	3,000円
	テントウェイト （1セット4個）	1日・1セットにつき（最大2セットまで）	300円
	マルシェテーブル	1日・1基につき（最大2基まで）	500円
	ミニサイン （黒板付き）	1日・1基につき（最大1基まで）	300円

備考

1. 備品レンタルの数には、限りがあることから、先着順として、使用できない場合がありますため、予めご了承ください。
2. テントを使用する出展時は、テントウェイトを4隅に置くことを必須とします。
3. テント及びマルシェテーブルは出展者ご自身での組み立てをお願いします。
4. レンタル備品の写真を次頁に記載しております。

5 設備・レンタル備品について

【設備・レンタル品の利用料】

タープテント
(約3m×3m)
&
ウェイト4個セット



※ウェイトのみのレンタルも可能です。

ミニサイン
(黒板付き)



マルシェテーブル



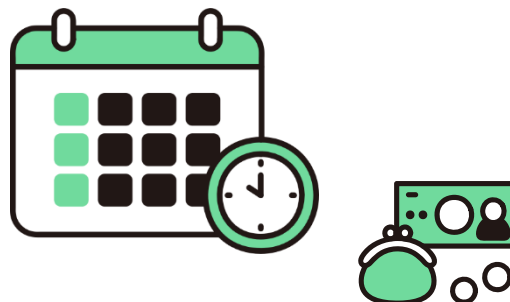
5 設備・レンタル備品について



▼やりたいことをバスキングエリアで実現！

やりたいこと	必要なもの	
	バスキングエリアで対応可 ※有料含む	自身で対応する必要があるもの
ハンドメイド雑貨を売りたい	出展場所、備品（テント、屋台等）	物販内容
コーヒーを販売したい	出展場所、備品（テント、テーブル等）、電源	保健所相談、臨時営業許可、三方幕
弾き語りをしたい	演奏場所	機材
キッチンカーを出したい	出展場所、車両進入の許可	保健所の許可、火気利用の許可、臨時出展許可
企業PRをしたい	出展場所	配布物、音響準備
公開ミーティングをしたい	出展場所、備品（机）	備品（イスなど）

6 出展申請手続きのながれ



①Webフォームで日時、
場所、レンタル品を申請

1次募集：7月 1日～7月19日

2次募集：7月25日～8月 6日

随時募集：8月12日～

※出展希望日の2週間前までの申請
を受け付けます。

※出展日確定の連絡は、一次・二次
募集締め切り後5日以内、随時募集時は
応募後5日以内にお返事いたします。

②出展日時の確認・支払い

・ 申込内容を受けて、出展日時・場所・備品を調整した結果を、1次・2次募集締め
切り日および随時募集時は申込日から5日以内にメールにてご連絡します。

・ メールを確認の上、以下の対応をお願いします。

①出展の最終意向の返答（メール受信日の翌日17時まで）

②料金の振り込み（出展日の3営業日前（土日除く）まで）

※①出展の最終意向の返信、②料金の振り込みのいずれかが確認できなかった場合は、
自動キャンセルとします。

※取消しにより発生した損害については一切の責任を負いません。

申し込みフォーム：<https://forms.gle/JhJwuzDtMpF8P5UJ8>

6 出展申請手続きのながれ

出展許可証

下記のとおり、施設の利用を承認します。

承認番号	
利用目的	
利用施設	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
出展場所	
出展者名	
備考	

上記の者の申請に基づき、上記のとおり
施設の利用を承認します。

承認日： 年 月 日
承認者： ○○○○○○○○

承認印



③出展承認書発行

- ・ 最終意向の返答、料金のお振込み確認
次第、出展承認書を発行し、メールで
送付します。

④出展日当日の受付・レンタル備品の使用

※7中旬頃に詳細を記載したマニュアルをまちにちHP上で公表いたします。

⑤出展報告の提出

- ・ 出展終了後、出展報告をWeb
フォームより3日以内にご回答く
ださい。
- ※複数日を出展する方は、1日の出
店が終わる度に出展報告をしてく
ださい。

6 出展申請手続きのながれ



出展の受付は、原則先着順ですが、利用目的や公共性、規模などから調整させていただく場合があります。

※利用申請を受けて、出展日時・場所等の調整結果をご連絡した後に、調整することはありません。

ご予約は原則 1 申請 1 利用とします。（1 つの申請で複数の利用予約は受け付けませんので、改めて予約してください）

設営・撤収日も利用期間に含まれます。

連続出展は最大 7 日間（設営・撤去日含む）とします。再度同じゾーンへ出展する場合、前回利用した日数と同等のあけ日（利用しない期間）が必要です。

別途示す条件を満たすものはこの限りではありません。

7 利用当日のながれ



- ①運営窓口にお越しいただき、出展許可証とレンタル備品（希望した方のみ）をお受け取りください。

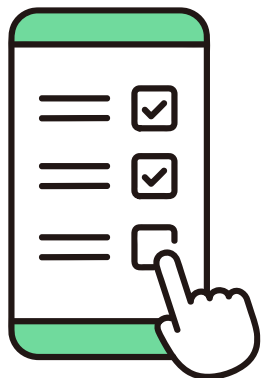
※運営窓口の場所は、7月中旬頃にを記載したマニュアルをまちにちHP上で公表いたします。

- ②出展スペースにて設営等の準備をしてください。

※運営窓口で受け取った出展許可証を出店場所にて掲出してください。



- ③出展スタート。不明点やトラブル等があれば運営にご連絡ください。
連絡先（電話番号）は、出展日時・場所・備品を調整結果のご連絡時にお伝えします。



- ④利用終了、撤収作業。

※複数日の出展でも景観、防犯上の理由から、都度撤収をお願いします。

- ⑤レンタル備品は、指定の場所に返却してください。

- ⑥最後に出展報告のご回答を、出展後3日以内にお願いします。

8 出展資格



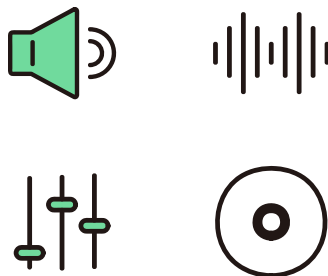
- 広場化実証実験「まちにち計画」の取組の趣旨に賛同していただける方
- 今後の公共空間活用に活かしていくため、出展報告（簡単なアンケート調査：売上報告（概算）、利用者数など）にご協力いただける方
- 多くの方に利活用していただきたいことから、出展日や出展場所を主催者で調整することを了承していただける方
- 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員でない方その他法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがないと認められる方

9 出展にあたっての注意事項



関係法令の遵守

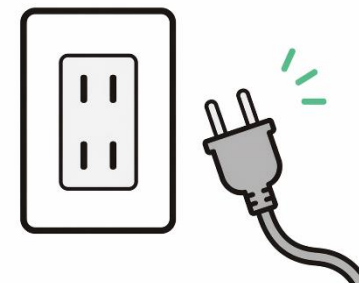
イベント等を実施する際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守し、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は出展者側が必要な手続きを行ってください。特に、調理を伴う飲食提供を行う際には、必ず各自で保健所に相談の上、臨時営業の許可を取得・掲示し、三方幕を設置した上で出展してください。（出展時に確認させていただきます。）また、関係法令違反が疑われる場合には、関係機関に通報する場合があります。



環境配慮

火気の使用等により煙や臭気が発生する場合は、周辺の住宅及び店舗に事前周知を行うと共に、十分配慮してください。

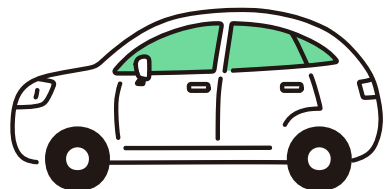
音楽イベントの実施やBGM等を使用する場合は、事前に管理者が使用機器及び使用方法を確認します。必要に応じて使用を制限する場合があります。なお、音量については市の基準である60デシベル（周辺の環境音と馴染む程度）を目安とします。



電源の利用について

コンセントポール1本あたり1000W以上の電力の使用はできません。それ以上の電源を使用される場合は、発電機をご持参ください。

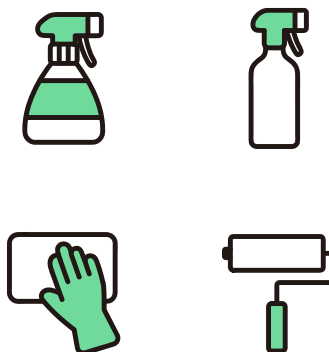
9 出展にあたっての注意事項



設営・撤収について

資材の荷下ろし・荷積み等で車を使用する際は近隣の迷惑になるため、路上での駐停車はしないでください。

舗装面を汚損する恐れがある場合は、必要な養生をお願いします。



ゴミの処理、清掃・現状復旧

出展時に発生したゴミは、当日出展者の責任において全て持ち帰ってください（放置・近隣店舗等への投棄はおやめください）。なお、飲食出展者は、販売した商品から発生したゴミを、購入客が店頭で捨てられるよう対応してください。

出展者は、出展後に出展エリアおよび貸出備品を現状に復帰する義務を負うものとします。万が一、汚損や破損、紛失等が確認された場合は、補修工事費用等の実費を請求させていただきます。



利用時の会場管理

承認を受けた範囲のみを利用してください。

出展時間中は原則として最低1人は利用場所に常駐し、周囲の安全確保、貴重品や備品の管理に留意し、防犯を心掛けてください。なお、出展中の安全管理や来場者の整理誘導は出展者の責任で行ってください。

出展に際して、お客様とのトラブルについては一切の責任を負いかねますので、申請者の責任において対処してください。

また、管理者へ出展者に対するお問合せ等があった場合は、申請者の承諾のもと連絡先を提供させていただきます。

9 出展にあたっての注意事項

その他

会場警備が不十分な場合や、周辺の通行に支障が生じる出展が発生した場合などは、強制的に出展を中止していただくことがあります。この場合、中止に伴う損害については、管理者は一切の責任を負いません。

事故・盗難等のトラブルが発生した場合は、速やかに管理者へご連絡ください。また、その責は利用者が負うものとします。

管理の必要上、イベント時間中に写真を撮影したり、ブースに立ち入り説明を求めることがあります。

その他、正当な理由なく管理者の指示に従わなかった場合は、管理運営上の支障になると判断し、即時ご出展を中止していただくとともに、次回の貸出を不承認とする等の対応をさせていただきます。

申請書に記載された個人情報は、管理者業務以外には使用いたしません。

災害、その他緊急時には運用の一部を一時的に変更する場合があります。

10 出展の変更（取消し）・キャンセルについて

出展承認の取消し

※下記に該当する場合は、
出展承認を取り消すことがあります。

- ・ 出展承認等の条件に違反した場合
- ・ 本マニュアルの記載する内容に違反した場合
- ・ 虚偽その他不正な手段により出展の承認を受けた場合
- ・ 公益上やむを得ない事由が生じた場合
- ・ 期日までに利用料の支払いが確認できない場合



出展者の自己都合による変更及び取消し

- ・ 申請後、自己都合により出展日、場所等を変更される場合や、キャンセルされる場合は、速やかに管理者までご連絡ください。連絡後、所定の手続きをお知らせします。
- ・ 入金後のキャンセル及び、自己都合による途中帰宅等は、出展料の返金はいりません。
- ・ また、無断キャンセルについては、次回以降の出展を制限させていただく場合があります。
- ・ 天災等（暴風に関する警報、地震、周辺の火災、パンデミック等（雨天は除く））のやむを得ない状況を除き、出展料振り込み後の返金はいりませんので、予めご了承ください。

11 関連組織の問い合わせ先一覧

内容	お問合せ先
バスキングエリアの利用に関すること まちにち計画全般に関すること	買物公園エリアプラットフォーム 問い合わせフォームURL： https://forms.gle/A8cbho2TYo3jN9946
交通整理・警備の相談、申請	北海道旭川方面旭川中央警察署 交通第一課 TEL:0166-26-1111
臨時営業（飲食物の提供）の相談、申請	旭川市保健所 衛生検査課 TEL:0166-25-5324
火気の取扱いに関する相談、申請	旭川市消防本部予防課 TEL:0166-74-3584
建築物の建築に関する相談、申請	旭川市建築部建築指導課 TEL:0166-25-8597
アルコール類の販売に関する相談、申請	旭川中税務署 TEL:0166-90-1451
まちにち計画全般に関する問い合わせ	旭川市都市計画課 TEL:0166-25-5316